

日本学生支援機構奨学金 申込手続きレジюме

「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免（多子世帯支援含む））」および「貸与奨学金」を申込する方は、以下の通り手続きをしてください。

- * 事前申込票と引き換えに、スカラネット入力に必要な「識別番号」および「奨学金確認書兼地方税同意書」等をお渡します。
- * 「多子世帯支援」に申込をする方は、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）に申込をしてください。
- * 「多子世帯支援」は短大生は対象外です。大学生のみ申し込みが可能です。
- * 締切後は一切受付いたしません。間に合わなかった場合は、2026年度春の一次採用で申込をしてください。

申込手続き	10月31日（金）締切
-------	-------------

※手続き可能時間は、窓口の開室時間内のみ（土・日・祝日を除く平日に限る）

申込から採用までのながれ

1.	提出	●奨学金事前申込票 (書類はダウンロードもしくは学生支援室にて配付)	申込希望の奨学金案内を右のQRコードより確認し、 「奨学金事前申込票」を学生支援室に提出する		【締切】 10/31（金） ※手順5は必着
2.	提出	●学納金延納願（※1）詳細は次ページを確認	【高等教育の修学支援新制度希望者のみ】 「学納金延納願」を経理課に提出する		
3.	入力	スカラネット入力 (識別番号は事前申込票提出時に配付)	右のQRコードよりスカラネット入力下書き用紙をダウンロード、作成し スカラネット入力を行う（申込およびマイナンバー提出）		
4.	提出	申込書類を準備・提出 (●の書類は事前申込票提出時に配付) 【提出場所】学生支援室	全員提出 ●奨学金申込書 →本人控用にコピーをとること ●申込内容確認書 →本人控用にコピーをとること 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）希望者のみ提出 ●大学等への修学支援の措置に係る学修計画書 ●通学形態変更届（自宅外通学）+証明書類（自宅外通学のみ） 該当者のみ提出（※次ページで提出書類を確認） ○申込者本人が外国籍の方 ○申込者本人が社会的養護を必要とする方 ○生計維持者が海外居住の方 ○マイナンバーを提出できない方 ○新たに生まれた子等がいる方		
5.	郵送	●奨学金確認書兼地方税同意書 (事前申込票提出時に配付)	「奨学金確認書兼地方税同意書」をJASSOに簡易書留（郵便局で手続き） で郵送する		

↓
申込完了

不備があった場合は、申込者本人に大学またはJASSOから連絡があります。速やかに対応してください。
指定した期日までに、不備が解消されない場合は辞退とみなします。

↓
審査結果通知（※2）詳細は次ページを確認
(初回振込日前後)

① 振込確認	: 12月11日（木）に10月分からの奨学金が振り込まれます。（多子世帯支援のみの方は除く）
② 採用者説明会の参加・採用書類の受取	: 12月下旬を予定しています。（詳細は、結果通知の際に連絡します。）
③ 【高等教育の修学支援新制度採用者のみ】 学納金の納入	: 「学納金延納願」提出済みの方は、授業料等減免額が適用された学納金請求書を 確認し、1月31日（土）までに振込を行ってください。
④ 【高等教育の修学支援新制度採用者のみ】 授業料等減免額分の返金	: 通常金額の学納金を10月31日（金）までに納入した方は、2月末頃に奨学金振込用口座に返金しま す。
⑤ 【貸与奨学金採用者のみ】 採用後の手続き	: 1月中旬を予定しています。（返還誓約書等の必要書類を提出してください。）

該当者のみ提出

以下に該当する方は、申込書類と一緒に必要書類を提出してください。

必要書類	
申込者本人が外国籍の方	在留資格および在留期間が明記されている証明書類をいずれか1点
	・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） ・家族滞在の場合のみ上記に加えて「出入国記録の写し（原本）」
申込者本人が社会的養護を必要とする方	申込者本人が社会的養護を必要とする（満18歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人）であることがわかる日付が記載された証明書類
	・施設等在籍証明書【施設長発行】（コピー可） ・児童（里親）委託証明書【児童相談所発行】（コピー可） ・措置解除決定通知書【児童相談所発行】（コピー可） 等
生計維持者が海外居住の方	生計維持者が海外に居住し、2025年度（2024年1月1日～12月31日）の住民税が課税されていない（2025年1月1日時点で国内に居住していない）場合
	・海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書（右のQRコードより書類を入手） （必要添付書類と一緒に提出） 
マイナンバーを提出できない方 （マイナンバーカードが無くて提出可能）	やむを得ない事情によりマイナンバーの提出（スカラネット入力）ができない場合（申込者本人・生計維持者含む）
	・マイナンバーに代わる提出書類（様式）（右のQRコードより書類を入手） ・令和7年度（令和6年分）（非）課税証明書 
新たに生まれた子等がいる方 （税情報では確認できない子の申告）	住民税情報に反映されない一定の期間内に新たに生まれた子や確認できない子（2025年1月1日から2025年8月31日までに、死別・離婚・暴力等からの避難等の扶養の異動を伴う事実があり、生計維持者の「扶養する子」の数が3人以上であることが公的証明書類等により確認できる者）等がいる場合
	・新たに生まれた子等の数の申告書【第2版】（学生支援室より書類を入手） （証明書類と一緒に提出）

（※1）学納金延納願の提出【授業料等減免後の学納金の振込を希望する方】

高等教育の修学支援新制度に採用の場合、授業料等減免を利用できます。
採用後に授業料等減免（減額）された学納金の振込を希望する方は、ソラティオスクエア1F経理課で手続きをしてください。
理由：学納金の振込期日（～10月31日（金））までに審査結果（最短で12月初旬）が出ないため

学納金振込期日	10月31日（金） → 1月31日（土） に延長
---------	--------------------------

- * 学納金延納願を提出せず、通常のコピーで学納金を振込した方は、採用後に授業料等減免額分を返金します。（2月末頃）
- * 学納金振込期日を超過した場合、「除籍」となり、奨学金を利用できなくなります。

（※2）審査結果通知（不採用・採用保留の場合）

通常金額の学納金を期日までに振込してください。また、審査結果通知の記載内容に沿って対応してください。

申込窓口・問い合わせ先

学生支援課 学生支援室 奨学金担当（ソラティオスクエア1F）
〒192-0395 東京都八王子市大塚359
TEL 042-678-3310

注：個人情報保護のため、電話での申込内容の問い合わせはお控えください。